

第148号議案

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正する条例について

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、18年度より市の統一税率にすることになっており、国民健康保険事業会計の現状は、高齢化や医療制度の変更により医療費は増大の一途をたどっており、その財源である国保税の税率は、旧町において実質的には長期間改定を行っておらず、財源の不足分については国民健康保険事業基金の取り崩しを行い対処して参りましたが、いよいよ基金も底をつく状況となっている中で、税率・税額の大幅な改定は避けて通れないものとなっております。このような状況の中で、市の国民健康保険税協議会にどうあるべきかの諮問をし、答申を受けました内容により今回税率等の改正を行おうとするものです。法による医療費の負担割合は窓口での個人負担を除く残りについて、国庫負担と保険者の税負担で按分することになっています。

以上の市長提案をうけ民生生活常任委員会に審査が付託され、審査の結果賛成多数で可決され、本会議では反対と賛成の討論もあり賛成多数で可決しました。

国保会計

反対討論

山下 由美議員

日本共産党議員団を代表して反対討論を行う。今回の税率改正で大幅な引き上げになっており、低所得者の生活を圧迫します。引き上げの積算根拠は、保険者の保険税が、医療分と介護分をあわせて1億6,500万円を確保しなければならない前提で積算されています。

ルール分以外になりますが、1億6,500万円を一般会計から繰り入れをして、保険税の大幅な引き上げを押さえるべきであります。国保税の納期は8期から9期となりますが、1回の支払い額の負担感を減らすため納期は最大12期にすべきと考えます。以上により反対します。

賛成討論

藤原 憲男議員

国民健康保険事業は地域住民の健康と福祉の増進のため、国民皆保険の理念のもと、相互扶助の精神に基づいて運営される一大事業であります。

高齢化の進展と高度医療の普及により医療費が増高し運営が厳しい状況であります。

旧町間では税率改正の時期や税率・一般財源の繰り入れについても差異がありましたが新市となった以上、合併の理念のもと適正に改正しなければなりません。

本事業への多額の一般財源投入は財政健全化のため安易になすべきではありません。宍粟市国民健康保険運営協議会より医療費の適正化・予防医療の充実・滞納対策の向上と保険料納期の改善などを求め概ね適当との答申もあり、本市の財政、医療行政の現況等を勘案し本議案に賛成します。

市条例の制定

* 宍粟市国民保護協議会条例

* 宍粟市森林文化創造基金条例

* 宍粟市敬老祝金支給条例

* 宍粟市教育研修所を設置する条例

(波賀市民局庁舎内に設置)

* その他6条例

＝ 慎重審議の結果、原案通り可決されました。＝

市条例の改正(主なもの)

* 宍粟市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部

3月定例本会議で 上程された主な議案